

労働者の賃上げによる景気対策に関する意見書（案）

労働者の賃金は連続して下がり続け、家計の悪化が深刻な状態にある。厚生労働省が発表した平成25年7月分の毎月勤労統計調査では、所定内給与は14か月連続で減少している。平成12年分と平成24年分との調査を比較すると、平均月間現金給与総額は4万1,347円、所定内給与は2万2,238円の減少となっている。また、家計の実態を見てみると、内閣府が発表した平成25年8月調査結果によると、消費者心理を示す消費者態度指数は3か月連続の低下になったほか、景気ウォッチャー調査の現状判断指数は5か月連続で悪化している状況にある。

安倍首相は賃上げの好循環を加速させる環境づくりに取り組むよう、政府・労働者・使用者の代表者による「政労使協議」の開催を甘利経済再生担当相に指示した。しかし、企業の利益が増加さえすれば、いずれは賃上げがなされるという企業利益優先の考え方が前提では、労働者の賃上げの環境づくりはできない。第1次安倍内閣当時、戦後最長の好景気の中で企業は利益を拡大し、巨額の内部留保を増やしたが、賃金は全く上がらなかった。その反省もなく、好循環の環境づくりに取り組むとして、「政労使協議」を企業減税や労働コスト削減の規制緩和など、企業の利益拡大のための協議の場にすることは認められない。

今、政府がやるべきことは、財界に対して内部留保の一部を所定内給与の引上げに活用するよう強く要請するなど、労働者の賃上げで国民の所得を増やす対策により経済を立て直し、消費税の増税に頼らずに財政危機を解決する方向へ政策を進めることである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、労働者の賃上げによる景気対策を全力で実施するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。